

利用料補助のお知らせ

川口市では認可外保育施設を利用する保護者の方に対して、**利用料の一部を補助しております**。詳細は下記QRコードよりホームページでご確認ください。

♪ 補助対象となる施設

特定子ども・子育て支援施設等の確認を所在市町村から受けている認可外保育施設が対象となります。

※対象施設に該当するかは**利用中（又は利用検討中）の施設**又は**川口市**にお問い合わせください。

♪ 補助対象となる方

次の①～⑤**すべての要件に該当する方が対象**となります。

- ① 0～2歳までの**住民税課税世帯**のお子さんであること（年度初日における満年齢）
- ② お子さんと保護者が川口市の住民基本台帳に記録され、川口市内に居住していること
- ③ 保護者が**教育・保育給付認定（2号又は3号）**を受けていること
※補助金対象月の前月までに教育・保育給付認定の申請手続きを行うことが必要です。
- ④ 認可外保育施設の利用料を滞納していないこと
- ⑤ お子さんが認可保育施設に在籍していないこと（一時預かりの利用を除く）

♪ 補助金額

月額10,000円（上限額）

♪ 補助申請手続き

・裏面 「川口市認可外保育施設利用料補助金の交付対象世帯確認書」にて、対象となるか否か必ず確認してください。

・0～2歳までの住民税非課税世帯のお子さん（3～5歳までのお子さんについては幼児教育・保育の無償化の対象となります）

下表のとおり**年4回の交付**となりますので、申請月内に申請を行ってください。

※なお、同一年度内であれば補助金をまとめて申請することも可能ですが、**年度を遡って請求**することは出来ませんので、ご注意ください。

◇ 申請に必要となる書類

① 川口市認可外保育施設利用料補助金交付申請書兼請求書（川口市所定の様式）

※申請書兼請求書の書式は川口市のホームページからダウンロードしてください。

② 住民税が課税されていることを証明する書類

（但し、住民税の賦課期日時点で川口市に住民登録があり、税の申告がお済みの場合は不要）

※A：4月から8月利用分までは前年度分の書類が必要となります。

B：9月から3月利用分までは今年度分の書類が必要となります。

※保護者の所得によっては祖父母の所得を合算して課税判定をする場合があります。

◇ 提出方法 持参又は郵送になります。

【持参の提出先】川口市役所第二庁舎3階 保育幼稚園課（所在地：川口市中青木1丁目5番1号）

【郵送の宛先】〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 川口市役所 子ども部保育幼稚園課入所係

※封筒に「認可外保育施設利用料補助金交付申請書在中」と記入してください。

※消印日が申請月内である場合のみ有効となります。

申請期間及び交付月

期別	利用月	申請月	交付月
第1期	4月から6月	7月	9月
第2期	7月から9月	10月	12月
第3期	10月から12月	1月	3月
第4期	1月から3月	3月	5月

※**第4期の申請期間は3月です**。ご注意ください。

■ 補助金に関する問い合わせ先
川口市子ども部保育幼稚園課入所係
048-258-4097（直通）

QRコードを読み取っていただくと、補助金に関するページが開きます。

